

東京藝術大学

音楽学部等における学術論文執筆のための著作権ガイドライン

本ガイドラインは、東京藝術大学（以下、本学）における、特に音楽学部等での論文執筆に際して、著作権法のいかなる点に留意する必要があるかについての一般的指針を示すものです。インターネットの本格的な普及に伴い、本学諸活動における著作権法をはじめとする知的財産権の重要性が急速に高まってきていることは周知の通りですが、特に博士論文に関しては、文部科学省「学位規則」の改正により、2013年4月以降に学位授与された博士論文については、特段の事情が存在しない限り、原則としてインターネット上での公開を行う義務が定められました。

論文の執筆に限らず、演奏や作曲等の創作活動全般においても著作権等の適切な保護を行わなければならないことは言うまでもなく、さらに本学学生はいずれも一人一人が権利者であるという立場からも、オンライン・オフライン問わずの法の遵守は不可欠です。さらにそれら成果物がインターネット上に公開され、多くの人々の目に触れられるようになることは、私たち一人一人の創作者としての機会を拡大する一方で、同時に著作権法をはじめとする法の遵守に関しても、これまで以上に厳しい目が向けられるのも事実です。著作権法の正しい理解の元に、法の定めを遵守し、また必要以上の創作活動の萎縮がなされず、本学構成員の一人一人が、自由な音楽文化の発展に貢献していくことを期待します。

目次

- 1：著作権法の基本構造
 - 1-1：人格権
 - 1-2：財産権
 - 1-3：著作隣接権
- 2：利用許諾と権利制限
 - 2-1：著作権者からの利用許諾
 - 2-2：権利制限規定による利用
 - 2-3：権利の目的とならない著作物等
- 3：引用による利用
- 4：その他の留意事項

1：著作権法の基本構造

1-1：人格権

我が国の著作権法では、著作権はその作品を創作した時に、公的機関への登録等を要さず、自動的に発生すること（無方式主義）が定められています。著作権は大きく「人格権」と「財産権」の2つに分類され、前者は著作者（創作者自身）に一身専属の権利とされ、未公表の著作物を無断で公表されない「公表権（18条）」、利用の際に氏名やペンネーム等を表示することを義務づける「氏名表示権（19条）」、著作物を無断で改変されない「同一性保持権（20条）」、等の権利が、著作者には付与されています。そのため他者の著作物を論文等に使用する際には、未公表作品を無断で使用しないこと、出典を明記すること、著作者の意に反するような改変をしないこと、などの注意が必要になります。なお、著作権法60条では、著作者の死後においても、人格権の侵害となるような行為をしてはならないと定められています。そのため歴史上の大作曲家の作品等を利用する際にも、原則としてその氏名表示・出典明記等を行う必要があります。

1-2：財産権

後者の「財産権」については、通常は著作権者の死後50年間、また例外的に団体名義や変名・無名の著作物については、公表後50年間の保護が与えられています。非常に多くの種類の権利が関係しており、代表的には「複製権（21条）」、「上演権及び演奏権（22条）」、「上映権（23条）」、「公衆送信権（24条、主にインターネット等での公開を対象）」、「翻訳権、翻案権（27条）」などが含まれます。他者の著作物の無断での論文掲載は主に「複製権」の侵害に、インターネット上への公開は「公衆送信権」の侵害に該当します。著作権侵害に対しては、民事訴訟による損害賠償や差止請求が行われ、さらに罰則としては、原則として10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が定められています（119条）。次項で詳説する「権利制限規定」のいずれかに該当しない限り、無断で他者の著作物を使用することは多くの場合著作権侵害に該当するため、権利制限規定の各条文と、その詳細な要件などをよく理解することが重要になります。

1-3：著作隣接権

さらに著作権法には、著作物の伝達等に寄与する演奏家やレコード会社、放送局などの権利を保護する規定が置かれています。演奏家の方々にとっては「実演家の権利（90条の2～95条の3）」が重要になりますが、その他、市販CD・音源等を利用する際にはレーベル等の「レコード製作者の権利（96条～97条の3）」が、放送された映像や音源等を利用する際には「(有線)放送事業者の権利（98条～100条の5）」が存在しています。これら

の権利は論文執筆の際には直接関係することはありませんが、博士論文の公開にあたり、演奏映像・音源等を公開するにあたっては、後述する権利制限規定に該当しない限りは、いずれも各権利者からの許諾を得るなどする必要があります。各著作隣接権者に発生する権利には上述した著作権の場合と同様、論文を執筆・公開するにあたり行われる複製（実演の録音・録画を含む）や、インターネット上への公開に関する権利があります。

2：利用許諾と権利制限

2-1：著作権者からの利用許諾

これまで確認してきた通り、他者の著作物（あるいは演奏やレコード等）を利用するにあたっては、まず原則として、およそあらゆる行為に著作権が関係すると考えて差し支えありません。他者の著作物を適法に利用するための方法としては、第一に「著作権者から利用許諾を得る」ことが考えられます。

著作権者から許諾を得ることは、上述した著作者人格権・財産権の使用を認めてもらうための「契約」行為の一種です。利用許諾は、最も簡略には口頭であっても構いませんが、後々の証拠として、書面によって「誰の・どの著作物を、どのような用途で、どれだけの期間、どのくらいの対価で（あるいは無償で）」利用できるか明確にして許諾を得る、あるいは電子メールなどの許諾内容が明確に残る形での許諾取得が推奨されます。

さらに音楽分野では、多くの職業音楽関係者は、JASRAC（日本音楽著作権協会）にその著作権を信託しています。JASRAC に信託された著作物、作詞・作曲など（楽譜形態を含む）は、原則として著作者本人も利用許諾を行うことはできず、JASRAC に申請を行い、所定の利用料を支払う形で利用許諾を得る必要があります。一方、JASRAC 等の集中権利管理団体は、通常「財産権」のみを管理しており、「著作者人格権」や「著作隣接権」については、別途権利者本人から許諾を得て利用する必要があります。

2-2：権利制限規定による利用

もうひとつの、学術論文等を執筆する際に最も重要な他者の著作物利用の方法が、著作権法 30 条から 47 条の 10 までに規定される、著作権の「権利制限規定」です。これらの条文に該当する著作物の利用については、原則として著作者からの許諾を得ることなく行うことができます。

権利制限規定には非常に多くの条文が存在し、特に日常生活では「私的使用のための複製（30 条）」が重要になりますが、論文の公開にはこの条文は直接該当しません。学術論文の執筆において重要になるのは、主として図書館でコピーを行う場合の「図書館等における複製等（31 条）」、次節で詳述する「引用（32 条）」、「学校その他の教育機関における複

製等（35条）」、「公開の美術の著作物等の利用（46条）」などです。これらの内容については、ぜひ著作権法の条文を熟読することが推奨されます。特に「学校その他の教育機関における複製等」については、あくまで対象範囲が公式な「授業の過程での利用」に限られているため、授業外での学術論文の執筆・公開は該当しないことに注意が必要です。

2-3：権利の目的とならない著作物等

なお、許諾の取得や権利制限規定への該当性を確認するまでもなく、「権利の目的とならない著作物（13条）」に規定される「憲法その他の法令」や、「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人…が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの」、裁判所の判決文などは、著作権による保護がなされず、自由な利用が可能です。さらに通常の文章やデータなどであっても、「創作的な表現」とは呼べない部分、たとえば純然たる事実情報やデータ、アイデアなどについては、著作権法上は自由な利用が可能となります。ただし図書館やアーカイブなどで公開している作品については、著作権保護の対象とならない（あるいは著作権保護期間が満了した）著作物であっても、利用規約などにより何らかの利用制限が課せられている場合があるため、注意が必要です。

3：引用による利用

学術論文執筆の際に最も重要な権利制限規定となるのが、上述した「引用」です。著作権法 32 条には、「引用」による著作物の利用として、以下の条文が置かれています。

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」

適法な引用は、私的複製（30条）や学校複製（35条）などと異なり複製行為等に限定されていませんので、紙媒体での論文執筆・公開に限らず、論文のインターネット公開や、演奏会での利用においても利用することが可能です。この条文に規定される「適法な引用」として認められるかは、これまでの数々の裁判例や学説などを元に、およそ下記の 5 つの要素を判断基準として挙げることができます。

（1）引用される作品が公表済みであること

引用の対象となる著作物は、出版やインターネット公開などによって「公表」されていなければなりません。手紙などは、通常「公表」された著作物には該当しません。なお、

著作者や所蔵者から「公表を行わない約束」をした上で貸与・譲渡された著作物についても、原則として引用を行うことはできません。

(2) 明瞭区別性

引用の対象となる著作物と、自らの著作物（論文）等が、誰にでもわかる形で明確に区別されていなければなりません。絵画・イラスト・写真等を引用する場合には、この条件はクリアされていることが多いと考えられますが、論文中に書籍や他の論文等から「文章」を引用する場合には、カギ括弧や引用符で囲むなどして、自分自身の執筆した文章と明確な区別を行う必要があります。楽譜の引用などにあたっては、自らが記述した楽譜と、引用した楽譜などは、明確に区別した表記を行う必要があります。

(3) 主従関係

引用を行う際には、あくまで自らの執筆部分が「主」であり、引用対象の著作物は「従」でなければなりません。主従関係は、おおむね下記の2要素が判断基準となります。

(A) 必要性・必然性：単なる紹介のみではなく、学術論文の構成上、引用する目的（批評・例証・参考資料の提示など）に必要な限りにおいて、かつ「あえて、その作品を引用する」必然性が存在する場合に、著作物の引用は認められます。絵画・イラスト・写真などの場合、その引用対象自体が独立の鑑賞の対象となるような画質やサイズ等での利用は、引用として認められる可能性が低くなります。また楽譜等を引用する場合にも、一曲全体の楽譜引用が直ちに引用の可能性を否定するわけではありませんが、あくまでその論文の目的・論理展開上、必要な限度での引用に留める必要があります。

(B) 分量：明確な一般的・数値的基準を設けることは困難ですが、たとえば引用対象の文章・楽譜等が自らの執筆した論文の分量（あるいは章・節内での比率）を超えるような引用は、まず認められないと考える必要があります。一般的には、論文全体・章単位・節単位で見て、引用の分量が全体の10分の1以下とすることなどが、一応の目安として考えられますが、これを下回る場合でも、他の条件との兼ね合いで違法な引用となる可能性もあります。

(4) 出所明示

引用箇所に、引用対象となる著作物の出所・出典を明示する必要があります。注記や脚注などにより、特に学術論文の場合には、「著者名・作品名・雑誌（媒体）名・公表年」等を記載する必要があります。美術館や博物館、資料館などに所蔵された作品を引用する場

合には、その所蔵元も明記することが推奨されます。

(5) 改変せずに引用すること

引用対象の著作物は、改変や加工をしてはなりません。論文に掲載するための取り出しや切除などは必要限度の範囲内で認められますが、たとえば画像の一部などを引用する場合には、全体の意味が変わらないよう配慮し、それが元画像の一部であることを明記する必要があります。楽譜等への注意書きの加筆・書き込み等については、その加筆や書き込みが自らの記述であることを明瞭に区別し、また元の作品の全体としての意味が変わらないように配慮する必要があります。

上記 5 項目は、適法な引用の要件を効率的・迅速に判断できるよう、概略を示したものでありますが、判断に迷われた場合などには、指導教員や、著作権法の専門家などに相談をすることが推奨されます。さらに言うまでもなく、学术论文の執筆にあたっては、著作権法等の法律の求めに限らず、その分野ごとの学問作法上の規範や手続に従うことが望ましいでしょう。さらに、当該学問分野で慣例上可能とされてきたことであっても、上述した法の定め反することは行うべきではありません。論文執筆の適宜の時期において、指導教員等との綿密な相談の上、論文執筆を進めることが推奨されます。

4：その他の留意事項

学术论文の執筆・公開にあたっては、著作権法等の法令には定めがなくとも、分野ごとの慣行等に留意する必要がある場合が存在します。

(1) いわゆる「版面使用料」について

他社の出版物等のページイメージなどを別の書籍に使用する際に、原出版社が「版面を使用した」と主張し支払いを求めてくる場合があります。こうした、「版面」の主張は、日本の著作権法等において法律的に定められているものではありません。従って学术论文を執筆し、あるいはインターネット上で公開する場合には、著作権法の規定を遵守しさえすれば、出版社等に対して版面使用料を支払う法的義務は存在しません。

論文の公開にあたり、こうした使用料を求められた場合には、当該論文が、上述した「引用」要件をはじめとする著作権法を正確に遵守していることを説明すると共に、必要があれば、指導教員や大学事務室等に相談をすることが推奨されます。

(2) 所蔵者等との関係について

日本の法制度上、資料等の「著作権」と、資料現物の「所有権」は別個の権利として設定されており、資料現物の所有者に著作権の移転等がなされていない限りは、資料等の著作権は、その資料等を創作・執筆した著作者に帰属します。従って、著作権保護期間が満了している資料を論文に利用する、あるいは著作権者から許諾を受けて利用する場合には、通常、当該資料等の「所有者」の許諾までを得る法的義務はありません。

一方で、貴重資料等は多くの場合その所有者の管理下に置かれていることから、その貸出や画像の貸出等を受けるに際して、あるいはその敷地への立ち入りに対して、契約や利用規約で利用方法や対価など一定の条件を設けている場合があります。前述の通り、当事者同士で結ばれた契約は、原則として法律の定めよりも優先的な効力を持ちますから、他者が所有している資料等を論文に利用する場合には、契約や利用規約の内容を事前によく確認する必要があります。

さらに美術館や博物館、図書館等のウェブサイトに掲載されているデジタル画像等を利用する際にも、その利用規約などに同意しなければアクセスできず、かつ規約上何らかの利用条件や対価が定められている場合があります。通常公的な文化施設では、非営利的な論文等での利用対価は無料とされていることが多いですが、論文や書籍等の成果物を所蔵文化施設に対して報告・納入することが定められている場合があるため、当該画像を公開しているウェブサイトの記載事項を利用前によく確認することが推奨されます。

以上